弁護士・司法書士が成年後見制度の利用や、遺言・相続・財産管理などの専門的な相談をお受けします。

■対 象 者：原則として目黒区民（本人、親族、関係機関職員、介護保険事業者等）
■相 談 日：毎週金曜日
（祝日、第5金曜日を除く）
午後1時30分～4時30分
（予約制）相談時間は原則として、お1人1時間以内です

センターの職員が、成年後見制度の概要や、高齢者・障害者の日常的な金銭管理の困りごとなどを中心とした相談をお受けします。

■対 象 者：原則として目黒区民（本人、親族、関係機関職員、介護保険事業者等）
■相談受付：月曜～金曜日
午前8時30分～午後5時

区や民間事業所が行う保健福祉サービスに対して、苦情や不満などを直接言いにくい場合に、皆様に代わり『保健福祉サービス苦情調整委員』が公正中立な立場で対応します。
センターでは事務局として、保健福祉サービスに関する苦情や不満を職員が伺い、保健福祉サービス苦情調整委員におつなぎします。
詳しくは、直接センターへお問い合わせください。

社会福祉法人 目黒区社会福祉協議会
権利擁護センター「めぐろ」

◆窓口開設時間
月曜～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）
午前8時30分～午後5時
所在地　〒153－0051
目黒区上目黒2－19－15
目黒区総合庁舎１階（東口よりすぐ）
☎ 03（5768）3963
03（5768）3964
FAX 03（5768）3965
http://www.meguroshakyo.or.jp/
kenri@meguroshakyo-i.net

※プライバシーポリシー
「社会福祉法人 目黒区社会福祉協議会 個人情報保護に関する方針」に基づき、個人の人格尊重の理念のもとに、慎重な個人情報の取り扱いをしております。

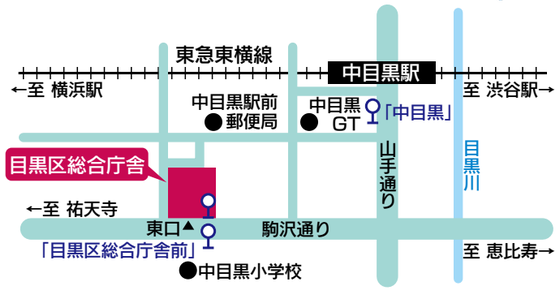

ACCESS

東急東横線・東京メトロ日比谷線「中目黒駅」下車5分
東急バス（渋71）渋谷駅～洗足駅「目黒区総合庁舎前」下車1分
（恵32）恵比寿駅～用賀駅「目黒区総合庁舎前」下車1分
（渋41）渋谷駅～大井町駅「中目黒駅」下車5分
（黒09）目黒駅～野沢龍雲寺「中目黒駅」下車5分

令和２年２月発行

権利擁護センター「めぐろ」

いろいろなメニューであなたを支えます

☎03（5768）3963～4
社会福祉法人 目黒区社会福祉協議会
権利擁護センター「めぐろ」

福祉サービスの利用や日常的な金銭管理のお手伝いをします

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

身体障害者等福祉サービス利用援助事業

対象者

- ●認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのうち、判断能力が十分でない方（手帳の有無は不問）
- ●加齢、身体障害、難病等により支援が必要な方

＊契約締結能力のある方が対象となります。

サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	利用料金
福祉サービスの利用援助 基本サービス	●福祉サービスの利用・解約、利用料の支払い手続き ●住民票の届出などの行政手続や書類の整理　等	基本料金：1回1時間まで1,500円（※） 延長料金：以降30分ごとに600円（※）を加算 ★ただし、社協が通帳を預かる場合は、1回1,500円を加算 （※）平成29年4月から変更
日常的な金銭管理サービス オプションサービス	●日常生活に必要な預金の払戻し、預け入れ ●公共料金、医療費、家賃の支払い　等 ●年金及び福祉手当の受領に必要な手続き	
書類等の預かりサービス オプションサービス	●通帳・年金証書・権利証などの大切な書類の保管 ※金融機関の貸金庫に保管	1か月1,000円

★このほか、支援にかかった交通費や振込手数料等の実費を利用者にご負担いただきます。
★オプションサービスのみのご利用はできません。

ご利用方法

相談受付 ⇒ 訪問・説明・契約準備 ⇒ 支援計画案の作成 ⇒ 契約締結 ⇒ サービス利用開始

専門員がご自宅などへ訪問し、説明します。
何度か訪問し、利用意思や生活状況等を確認します。

生活支援員が、支援計画にそって定期的に支援を行います。
支援計画の変更が必要な場合には、専門員が随時見直しをします。

成年後見制度のご利用のお手伝いをします

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に関する相談

申立て前から後見人等が就いた後も、制度等の説明・各種相談等、センターの職員が受け、必要に応じ、専門相談につなぎます。申立書も用意しています。

後見人等候補者の紹介

専門家による後見人等をご希望の方に、センターの「成年後見人等受任候補者登録名簿」に登録している弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門家を紹介します。

後見人等へのサポート

親族後見人になられた方に登録いただき、制度に関する情報提供や個別相談をお受けします。親族後見人交流会等も実施しています。

＊専門家で組織する「めぐろ成年後見ネットワーク」が、バックアップしています。

目黒区社会福祉協議会による法人後見の受任

目黒区民の方で親族や専門家に後見人等を依頼することが困難な方に、法定後見の後見人等候補者を受任しています。

成年後見制度に関する講演会等の実施

成年後見制度の普及を目的に、各種講座や講演会を実施しています。

市民後見人の養成

目黒区民を対象に、地域の中で社会貢献的な精神に基づき、後見業務を担う市民後見人を養成します。養成から選任、その後も支援しています。

成年後見制度とは？

成年後見制度には、「法定後見」と「任意後見」があります。

「法定後見」は、既に判断能力が不十分な方の身上監護や財産管理を、「任意後見」は将来判断能力が低下した時に備えておくための制度です。認知症や知的障害、精神障害などによって、物事を判断する能力が十分ではない方々が、各種契約や手続きを行うときに、不利な契約等を結ばないよう法的に支援し、自己決定を尊重しつつ、権利や財産を守ることを目的とした制度です。